

令和4年度事業計画

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

1. 基本方針

不動産登記実務の一端を担う公益社団法人として、これまで以上に官公署等との連携を強化し、公共嘱託登記等の適正且つ迅速な実施に寄与してまいります。そのために社員一人ひとりのスキルアップを目指すと共に、不動産登記及びその関連知識の普及啓発を行い、社会の発展と安定並びに国民の権利の保護に寄与できるよう努め、公益法人としての社会的使命を果たしてまいります。

このような視点から以下の基本方針に基づいた活動を実施いたします。

基本方針

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共嘱託登記並びに権利調査の適正且つ円滑な実施に寄与します。また、受託業務を効率的に遂行できる業務処理体制を構築すると共に積極的な広報活動を行ってまいります。
- (2) 当協会の事業を通じ社会に貢献することで、公益法人としての社会的使命を果たします。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。

2. 令和4年度事業計画

(1) 公共嘱託登記等受託事業

① 公共嘱託登記業務

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、昭和61年に当協会が設立された契機となった本来的業務であり、今後も主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めてまいります。

登記の専門家たる司法書士及び司法書士法人から構成された団体である当協会の特性を生かし、日常的に官公署等から寄せられる案件への対応は勿論、入札案件に関する情報も積極的に活用し、幅広く公共嘱託登記を受託できるよう活動してまいります。

② 権利調査業務

長期間に渡り不動産の相続登記が行われていないことなどが所有者不明土地問題や空き家問題として顕在化し、官公署等が事業を遂行する際に支障となっている現状において、所有者の複雑な相続関係を調査し、正確な権利者を把握するために当協会が寄与できることは間違いありません。

平成30年度、平成31（令和1）年度、令和3年度と長期相続登記等未了土地解消作業を受託した当協会のノウハウを生かし、不動産の権利調査業務の受託を推進してまいります。

③ 業務処理体制の構築

公共嘱託登記は大量な事件を一度に処理しなければならない場面も少なくありません。このような案件を早く正確に遂行するためには、高度な知識と豊富な経験を持った専門家がチームを組んで処理していく必要があります。これこそが専門家団体である当協会の強みであり、有用性が発揮できる場面です。

チームリーダーの下で各社員が役割分担をし、協力することで、チーム内の複数の目や意見により、正確性の高い結果を生み出すことができます。これまでに蓄積されたノウハウを生かし、効率的に業務を遂行し、当協会に対する信頼性を高めてまいります。

④ 継続的受託案件並びに広報

当協会が社会に寄与していくためには、公共嘱託登記の受託促進をしなければならず、そのためにはまず、継続的な受託案件を確実に積み重ねていくことが重要です。これまで、狭あい道路拡幅に関する嘱託登記契約等で成果を出している調布市や府中市、継続的に契約を締結している練馬区や港区、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記を受託している東京都住宅供給公社、権利調査業務を受託している東京都道路整備保全公社や東京都の各建設事務所などから継続的に業務を受託しておりますが、より多くの自治体等に「公嘱協会」の存在を周知できるよう、これまでの成果や蓄積された知識に基づく当協会の有用性や強みを官公署等に積極的に広報してまいります。

そして、マンション敷地権の切り取りを含めた都道、市道の拡幅に伴う用地取得に関連した業務、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記業務案件、無電柱化対策に関する地上権・賃借権登記業務、所有者不明土地問題対策事業などの幅広い業務の受託につなげてまいりたいと思います。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

今後、東京都において起こりうる首都直下地震、風水害等の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の整備、木造密集市街地の整備等への協力を引き続き行い、官公署からの要望に応えていきます。当協会は専門家団体により構成されている「災害復興まちづくり支援機構」に所属しており、東京都との共催で毎年開催されている公開シンポジウムの開催に、多業種専門家からの知識や情報を収集し、尽力しております。新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度は動画配信形式での開催となりましたが、今年度もまちづくり支援機構と東京都の共催により15回目のシンポジウムが開催される予定です。当協会としてもシンポジウムの成功に向けて積極的に役割を果たしていきたいと思っております。

さらに、所有者不明土地の解消、空き家対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が職業的能力を発揮し、社会に貢献できることを強く呼びかけてまいります。

(3) 不動産登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

① 対外向け事業

これまで公益目的事業の一環として、市民向け公開講座及び官公署向け公開講座、官公署向け電話相談を行ってまいりましたが、引き続き、新型コロナウイルス対策を講じた上で継続してまいります。

令和6年4月1日に施行を控える相続登記の義務化に関する市民への周知については、司法書士に大きな期待が寄せられており、当協会としましても、市民向け公開講座等において積極的に周知活動を行って参ります。また、高齢者の方にも理解していただけるよう、より分かりやすい講座を目指し、今般の相続法制の改正・遺言の作成や保管方法等について、広く市民に知っていただけるように活動してまいります。

講師は可能な限り講座開催地の地元社員が行うことで地域との密着を図り、より深く貢献できるよう努めます。

② 司法書士向けの研修

社員に限らず、司法書士会の一般会員及び入会して間もない新人に向け、実務研修を年1～2回、権利登記に関する基礎や関連実務を網羅した研修を月1回、その他随時、時宜にかなった研修を開催いたします。日程等が合わず出席できない社員に対しては、研修を録画したDVDの貸し出しを行うことにより、知識や情報を提供し、常にスキルアップできる体制づくりをバックアップ致します。

③ホームページ、機関誌

当協会の活動を紹介する情報、司法書士の日常業務に役立つ情報発信ツールとしてホームページの内容を充実させ、機関誌ハロハログーデンの発行を行ってまいります。

ホームページにつきましては、「公開市民講座等」の実績や様子を紹介、金融機関の変遷に関する最新情報を取得できる「担保権者の行方は?」、登記関係の最新の法的な諸問題の解説を検索できる「研修情報」の各コーナーを設け、当協会の活動や最新の情報を提供してまいります。

ハロハログーデンにつきましては、当協会の活動や魅力を広く知っていただけるよう、更に内容を工夫してまいります。